

令和6年2月号

事務所通信

アークグロー・パートナーズ税理士法人

Vol.34



❀ 今月のお知らせ ❀

・令和5年度の確定申告の引落日のご案内です。

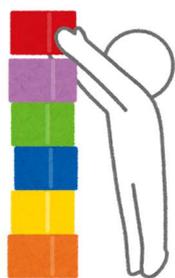
所得税：2024年4月23日(火)

消費税：2024年4月30日(火)となっております。

口座振替をご利用の方は、残高のご確認よろしくお願いたします。



❀ 企業型 DC について



今月号では「企業型 DC」についてご紹介させていただきたいと思います。
企業型 DC とは、**企業型確定拠出年金**のことを言い、企業が従業員さんの確定拠出年金の拠出額を取りまとめて運用会社に拠出し、従業員自身で資産運用する制度のことです。拠出する金額は、従業員さんの給与から従業員さんが決めた金額で良いので、企業が拠出する必要は無いです。もし中退共などの積立を企業が実施している場合はその金額分を会社負担とすることもできます。似た制度に「iDeCo」という制度があり、こちらは聞いたことがある方が多いのではないかと思います。

【企業型 DC の仕組み】

1. 拠出

企業型 DC は、企業が選任した運営管理機関に依頼して行うことが一般的です。掛け金は、社会保険料や税金が引かれる前の金額から、従業員さん自身が決められた金額を毎月拠出します。

2. 運用

運用は、従業員自らが、金融商品中から選択し、行います。

3. 給付

積み立てた年金は、一時金(退職金)もしくは年金形式で60歳になると受け取ることができますが、途中での引き出しはできません。(原則60歳まで引き出し不可です)

【税制優遇措置について】

①一般的な金融商品で運用するとその運用益に対しては約 20%の税金がかかりますが、企業型 DC の運用で得た利益は全額非課税になります。

②60 歳以降に受け取る際、一時金であれば「退職所得控除」、年金であれば「公的年金等控除」が受けられ、税を軽減することができます。

【メリット】

①毎月の掛金は、お給料の手取り前の金額から拠出するため、社会保険料や所得税・住民税の負担軽減が期待できます。

②2 年前から高校の授業で金融教育が始まっており、今後社会に出てくる子たちは、お金についてある程度の知識を持って社会に出てきます。義務教育で学ばなかった分、お金に関する情報を企業型 DC を通してキャッチアップすることができます。

企業型 DC は導入しても全員加入が義務ではないので、希望する従業員さんが希望する金額で運用することができるところがポイントです♪

*費用について

- ・初期費用：約 50 万円
- ・月額手数料：加入人数によって変動します。

その他企業型 DC について気になることやご不明点等ございましたら、お気軽に担当者にご相談ください♪

❀サテライトオフィスについて❀

令和 6 年 1 月より、守山本社を拠点とし、東近江支店をサテライトオフィス化いたしました。

今まで支店だった場所に事務所は残っておりますので、資料預りや相談等で来所して下さっていた方々は、事務所がなくなったわけではないため、今まで通り来所して下さって大丈夫です♪
資料や人の行き来等でご不便やご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、新体制になった当事務所も引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

◇申告書の提出期限

提出月	2 月	3 月	4 月
確定申告	12 月決算	1 月決算	2 月決算
予定申告(年 1 回) 消費税(年 3 回)	6 月決算 3 月、6 月、9 月	7 月決算 4 月、7 月、10 月	8 月決算 5 月、8 月、11 月



アークグロー・パートナーズ
税理士法人
Arc Grow Partners Tax Accountant Corporation

アークグロー・パートナーズ税理士法人

【本社】〒524-0042
滋賀県守山市焔魔堂町 121 番 1
TEL 077-598-0473 FAX 077-598-0474